

新 旧 対 照 表

新

旧

附則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 10 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 7 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条第 3 号及び第 7 号から第 9 号まで、第 10 条第 4 項並びに第 11 条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

- 1 この要綱は、平成 30 年 4 月 10 日から施行する。
- 2 この要綱は、令和 6 年 5 月 31 日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第 7 条第 3 号及び第 7 号から第 9 号まで、第 10 条第 4 項並びに第 11 条の規定は同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

別表第1（第2条、第3条関係）

事業区分	補助事業者	補助対象経費	補助率
1 総合型地域スポーツクラブ活性化事業 (総合型地域スポーツクラブの質的な充実に向けた取組)	公益財団法人高知県スポーツ協会	①総合型地域スポーツクラブ活性化支援に要する経費 (報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、使用料及び賃借料並びに負担金補助) ②総合型地域スポーツクラブ登録認証制度に係る必要経費 (報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、使用料及び賃借料並びに負担金補助) ③その他事務局運営に要する経費 (人件費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、使用料及び賃借料並びに負担金補助)	定額

別表第1（第2条、第3条関係）

事業区分	補助事業者	補助対象経費	補助率
1 クラブアドバイザー配置事業 (総合型地域スポーツクラブに関する幅広い知識と豊富な経験及び実績を有するクラブアドバイザーを公益財団法人高知県スポーツ協会に配置し、総合型地域スポーツクラブ等への指導又は助言を行う取組)	公益財団法人高知県スポーツ協会	①クラブアドバイザー配置事業必要経費 (報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費及び委託料) ※ただし、toto助成金その他の収入を控除する。	定額
2 総合型地域スポーツクラブ活性化事業 (総合型地域スポーツクラブの質的な充実に向けた取組)	公益財団法人高知県スポーツ協会	①総合型地域スポーツクラブ活性化支援に要する経費 (報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、使用料及び賃借料並びに負担金補助) ②総合型地域スポーツクラブ登録認証制度の審査会運営に係る必要経費 (報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、使用料及び賃借料並びに負担金補助) ③リモートスポーツパッケージの活用促進事業に要する経費 (報償費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、使用料及び賃借料並びに負担金補助) ④その他事務局運営に要する経費 (人件費、旅費、需用費(食糧費を除く。)、役務費、使用料及び賃借料並びに負担金補助)	定額